

質 問 回 答

項目	質問	回答
1	別紙２：業務分担表について 発注者・受注者の両方に○が付いている項目について、それぞれの内訳（具体的な負担区分や内容）を教えてくださいませんか。	●「食事業務の衛生的取扱い」について 受注者は、本仕様書第８項『品質・衛生の管理』及び衛生関係法規等を厳守し、受注者の責任において確実な業務の実施・確認をお願いします。業務実施後、提出された完了報告書等をもとに、市は衛生的取扱いが確実に実施されているか等の確認を行います。 ●「厨房内清掃・消毒・害虫駆除」及び「食堂ホール清掃・消毒・害虫駆除」について 受注者は、厨房内及び食堂ホールの定期清掃を行います。市は、厨房内及び食堂ホールの消毒・害虫駆除をそれぞれ年２回行います。それ以外で、厨房内及び食堂ホールにおける消毒・害虫駆除や清掃等の必要性が生じた場合は、発注者及び受注者で協議の上、実施の有無及び負担区分を決定するものとします。
2	別紙２：業務分担表の付帯業務「マッサージ」について こちらの項目は手配のみを行うのか、もしくは実施後の管理（内容確認・調整・記録など）まで受注者側で行うのか教えてくださいませんか。	マッサージ業務を実施する場合は手配のみを行っていただきますが、当該業務についてはコロナ禍以降実施されておりません。
3	厨房設備について 包丁およびまな板の消毒保管庫は設置されていますでしょうか。	包丁・まな板の消毒保管庫は設置されていません。現在の包丁・まな板等の保管については、使用後に洗浄し、消毒・除菌処理を行い、各器具の配置場所で保管されています。
4	契約保証金の有無について 本契約における契約保証金はありますでしょうか。	本契約については、地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項及び久留米市契約事務規則第 26 条に基づき、規定の契約保証金の納付義務があります。但し、規則第 27 条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができます。

以上